

未定稿

平成29年11月9日時点

**在留資格「介護」による外国人留学生受入れガイドラインについて**  
(たたき台案)

**【目次】**

1. ガイドラインの必要性と基本的な性格 .....	2
2. 受入れスキームのイメージ .....	4
3. 奨学金の性格について（基本編） .....	5
4. 入国審査について .....	5
5. 奨学金貸与契約ルールについて（詳細編） .....	6
6. 施設等におけるアルバイト就労の際のルール .....	10
7. その他、守るべき生活上のルール .....	12
8. 受入れスキームについての法的整理 .....	13
9. 施設等における介護福祉士としての就労の際のルール .....	15
大阪府介護留学生受入適正化推進協議会（仮称）の設立について .....	16

## 1. ガイドラインの必要性和基本的な性格

- 平成 29 年 9 月に施行された出入国管理及び難民認定法（「入管法」）改正を踏まえ、留学生として入国し、介護福祉士養成施設（2 年以上）を卒業後、介護福祉士資格を取得した外国人は、介護福祉士として国内で就労することが可能となった。
- 在留資格「介護」については、技能移転を目的とする「技能実習制度」や、試験合格が課題となる「経済連携協定（EPA）」による受入れと比較して、専門性や定着性の観点から、優秀な人材を、中長期的かつ計画的に確保する効果的な手段となり得ると考えられる。

その一方、技能実習生や EPA 介護福祉士候補者の受入れと異なり、公的な監理団体による監督のスキームが存在しないため、どのような実態によって受入れがなされるのかが見えづらいという制度的な課題がある。また、個々の介護施設等にとっても、どのようなことに気を付けながら受入れを行えばよいかのメルクマール自体が存在しない。
- このため、留学生と介護施設等との間の奨学金貸与契約や労働契約のあり方などについて、円滑な受入れから就労継続につなげるために留意すべき事項を取りまとめるとともに、悪質な事例が生ずることを未然に防止するための全国初の「大阪府版：在留資格「介護」による外国人留学生受入れガイドライン（仮称）」を作成することとした。
- 作成に当たっては、大阪府社会福祉審議会介護・福祉人材確保等検討専門部会の委員のご意見を踏まえた上で、法令によって決められているもの、判例等によってあらかじめ明らかと考えられるものについては明示する一方で、制度の趣旨や他の類似制度（研修技能実習制度、EPA 制度等）の運用状況等に照らしてそのように運用した方が「望ましいもの」については、記述のトーンを書き分けることとした。また、策定後の状況を踏まえながら内容を見直していくことが望ましいため、時点修正については大阪府が担当していく。
- あわせて、関係機関からなる「大阪府介護留学生受入適正化推進協議会（仮称）」を設立し、研修等を実施することを通じて、「ガイドライン」や関連情報を関係者間で共有できる仕組みづくりを検討していく。
- これらの取組みにより、介護施設等や介護福祉士養成施設等において、適正な制度の運用を期するとともに、関西国際空港を擁する大阪の地の利も活

かし、他府県に先駆け、いち早く優秀な外国人介護人材の確保と定着支援を図っていく。

(参考)

## 昨今の外国人介護人材をめぐる動きについて

①技能実習制度への介護職種の追加
<p>【制度の趣旨】技能実習制度：日本から相手国への技能移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が昨年11月に成立、公布。</li> <li>○ 今後、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるように、要件設定等を行い、新たな技能実習制度の<b>施行(本年11月1日)</b>と同時に対象職種への追加を行う。</li> <li>⇒ 優秀な実施者については実習期間を従来の3年から5年まで延長する技能実習制度の拡充等も実施</li> </ul>
②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)
<p>【制度の趣旨】資格を取得した留学生への在留資格付与：専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する「入管法一部改正法」が昨年11月に成立、公布。(本年9月1日施行)</li> <li>○ 留学生として入国し、介護福祉士養成施設(2年以上)を卒業し、介護福祉士資格を取得した外国人にも、介護福祉士として国内で就労することが可能に。</li> </ul>
③ EPA(経済連携協定)に基づく受入れ
<p>【制度の趣旨】EPA(経済連携協定)：経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(2,777人を受け入れ、644名が資格取得)</li> <li>○ 本年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。</li> </ul>

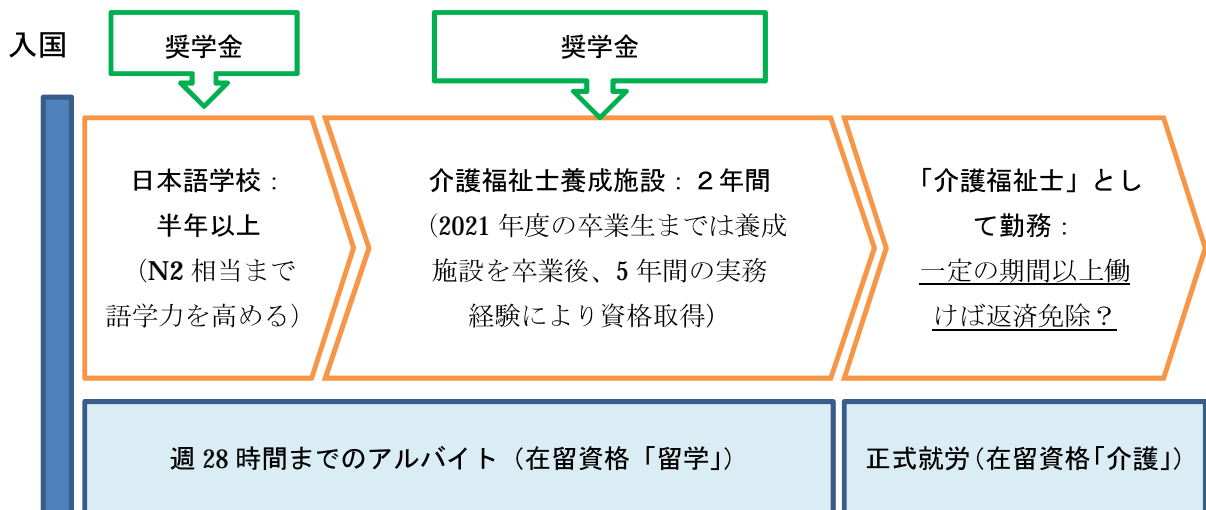
## 各制度の比較

	外国人技能実習制度 【本年11月1日施行】	在留資格「介護」 【本年9月1日施行】	EPAによる受入れ
制度の目的	日本から相手国への技能移転	外国人留学生が介護福祉士を取得した場合、外国で国内で就労できるように就労を認める(日本国籍取得後の14ヶ月間の専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ)	日本と相手国の経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
送り出し国	原則として制限なし。 *留学生法上の許可条件(技能実習許可の認定条件を境目に付いたもの、国レベルでの地方実習を認定している(インドネシア、ベトナム、カンボジアは認定済))	制限なし	3カ国：インドネシア(2009年度～)、フィリピン(2009年度～)、ベトナム(2014年度～)
在留資格	「技能実習」	「留学」(実務研修) 「介護」(介護福祉士の資格取得後)	「特定活動(介護福祉士候補者)」 「特定活動(介護福祉士)」
求められる日本語能力試験のレベル	入国時：N3程度が望ましい水準、 N4程度が要件 2年目：N3程度が要件	N2以上又は日本での日本語学校学習歴8か月以上 (在留資格「留学」で一級に求められるレベル)	フィリピン、インドネシアの両国で6か月、ベトナムで2か月の日本語研修を受け、N3合格者のみが来日。2か月は日本人研修生等を受けたの5割で就労可能。
就労期間	3年(一定条件のクリアで5年)	最長5年間(更新可能) (介護福祉士候補の就労後は、更新し続けることで異を逃げる事が可能)	「候補者」は原則として4年(最長5年) (介護福祉士の国家試験に合格すれば、永続的に異を逃げる事が可能)
国家試験の受験義務	なし(在留)。「帰国後ルート」を希望して介護福祉士資格を取得した留学生が、いったん本国に戻ってから再入国しても、在留資格「介護」を付与することは可能(必ず認定していない)	2017～2021年度の試験受験卒業者は卒業後5年以内、介護職に就業するが国家試験に合格しなければ介護職に就業できない。 2022年度以降の卒業者は国家試験受験が必須。	国家試験の受験が必須 (不合格でも一定の条件以上を就労できていれば1年間の滞在延長後の再受験が可能) → 二度目も不合格なら帰国
勤務できるサービスの種類	訪問系サービスは対象としない	原則として制限なし	「候補者」：介護施設のみ施設、特定施設入居者生活介護、通所介護 「介護福祉士」：上記の他、訪問系サービス(2022年度より)
待遇	日本人と同等級以上の報酬	「留学」：アルバイト並み 「介護」：日本人と同等級以上の報酬	「候補者」：日本人と同等級以上の報酬 「介護福祉士」：日本人と同等級以上の報酬
受入れ調整機関	各監理団体(団体監理型)、各企業(企業単独型)	—	国際厚生事業団(JICWELLS)

## 2. 受入れスキームのイメージ

- 外国人が、在留資格「介護」としての在留を認められるためには、日本の介護福祉士養成施設（2年以上）を卒業し、介護福祉士としての国家資格を有することが求められる<sup>1</sup>。介護福祉士養成施設に入学するためには、あらかじめ、日本語能力試験で「N2」以上に達しているか、日本での日本語学校での学習歴が6か月以上であり、介護福祉士養成施設における学習についていけるだけの水準にまで日本語能力を高めておく必要がある。
- したがって、在留資格「留学」により留学した留学生は、ほとんどの場合が、まずは日本の日本語学校（半年以上。実質的には1年以上が多い。）で学習した後に、介護福祉士養成施設（2年間）において学習することとなるが、入管法に基づく在留資格の制度上、留学生は週28時間までのアルバイトしかできないため、進学に当たっての学費をどのように工面するかが課題になる。
- このため、中核人材の確保等に課題を抱える介護施設等が、日本語学校や介護福祉士養成施設で学ぶ留学生を自らの介護施設等でアルバイトとして受け入れるとともに、奨学金等を貸与するなどして、将来的な介護施設等における就労につなげるケースが増えることが見込まれる。

### 【スキームのイメージ】



<sup>1</sup> 平成29(2017)年度から2021年度までの間の介護福祉士養成施設の卒業生は国家試験受験の有無に関わらず、卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することとし、この間のうちに、国家試験に合格するか、介護の業務に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き、介護福祉士としての資格を有することができる。

### 3. 奨学金の性格について（基本編）

- 2. のようなケースでは、介護施設等は、将来的に当該施設において長く就労してもらえることを期待していると思われる。
- しかし、奨学金を受給した留学生に対し、当該奨学金を支給した介護施設等において『労働契約を締結しなければならないこと』などを約束させることは、労働基準法第 17 条の前借金相殺の禁止等に抵触するおそれが極めて高い。
- このため、労働契約と奨学金等貸与契約とは明確に切り分け、当該留学生の他の介護施設等での就労や退職の自由を妨げない前提を確保した上で、当該奨学金等貸与契約の中で、例えば、
  - ① 奨学金等を受給した留学生が、当該奨学金等を支給した介護施設等において就労することとした場合、一定期間の勤務を条件とした奨学金等返還免除制度を整備することや、
  - ② 当該施設において就労しない場合の合理的な奨学金等の返済ルール等についても整備しておくことなどにより、介護福祉士養成施設卒業後に、引き続き、当該施設で就労してもらう場合に一定のインセンティブを付与していくことなどが考えられる。

- ・賠償予定の禁止（労働基準法第 16 条）  
使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。  
→労働者の不注意で施設等に損害を与えたり、途中で辞めたときの違反金や損害賠償の金額をあらかじめ決めておくというのは許されない。
- ・前借金相殺の禁止（労働基準法第 17 条）  
使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。  
→労働者に働くことを条件に金を前貸しをして、労働を強制したり、労働者として拘束したりすること。そして、前貸分を勝手に毎月の給料から差し引くことなども許されない。労働契約と奨学金貸与等契約とを混在させた場合、同条違反を問われるおそれ。

### 4. 入国審査について

- あっせん業者等に多額の費用の借金をさせた上で留学生を入国させることは入管法上禁じられている。このため、外国人留学生は入国審査に当たって、在留資格認定証明書交付申請書とともに、経費支弁能力に関する預金残高証明書等の書面を提出することが求められている。

- 一方、介護人材不足等も相まって、日本の介護施設等が「奨学金」を拠出する形で、①日本語学校や、②介護福祉士養成施設に留学する場合については、こうした「奨学金」を経費支弁能力として考慮するかについての入管行政上の取扱いが必ずしも定かではない。

⇒ 入管法上の取扱いについては、法務省の見解等をガイドラインに反映。

## 5. 奨学金貸与契約ルールについて（詳細編）

- 2. に記載したように、介護施設等が、日本語学校や介護福祉士養成施設で学ぶ留学生を自らの介護施設等でアルバイトとして受け入れるとともに、奨学金等を貸与するなどして、将来的な介護施設等における就労につなげていくケースが増加することが見込まれている。一方、こうした前提としては、3. に記載したように、労働基準法等との兼ね合いで、労働契約と奨学金等貸与契約等とは明確に切り分けた上で、当該留学生の他の介護施設等での就労や退職の自由を妨げないことを前提としていくことが求められる。

- こうした点を確保とした上で、奨学金等の貸与については、
  - I：入国時点から介護福祉士養成施設を卒業するまでの期間の学費に相当する「①日本語学校の学費に対する奨学金」と「②介護福祉士養成施設の学費に対する奨学金」の両方を受ける場合もあれば、
  - II：元々、日本語学校等に留学していた留学生が「②介護福祉士養成施設の学費に対する奨学金」のみを受ける場合との両者が見込まれる。また、場合によっては、学費のみならず、「③その他の生活費等に関する貸付」を受ける場合も想定される。

- これらの「①日本語学校の学費に対する奨学金」、「②介護福祉士養成施設の学費に対する奨学金」、「③その他の生活費等に関する貸付」については、貸主、保証人等が異なることが予想される。このため、それぞれの奨学金等貸与契約は明確に区分し、貸主に応じた契約を結ぶことが必要である。  
また、②については、公的な仕組みである介護福祉士修学資金貸付制度を活用するケースが多いと想定される。この場合、府社会福祉協議会に所定の申請を行い、「社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱（以下、「要綱」という。）」に従った返済等を行う必要がある。

### （参考）奨学金等の貸主、保証人等の関係性について

【①日本語学校の学費に対する奨学金】（1年コース：学費約70万円）

貸主：介護施設の施設長等 保証人：家族等

【②介護福祉士養成施設の学費に対する奨学金】（2年間：168万円）



貸主：府社会福祉協議会（国による介護福祉士等修学資金貸付制度の活用）

保証人：国内に居住する者という要件があるため、施設長等が多い（資格取得後5年間の勤務で免除特約付）

【③その他の生活費等に関する貸付】実費（何らか貸す場合）

貸主：介護施設の施設長等 保証人：家族等

- なお、上記①③は実質的に、同じ貸主、同じ保証人であり、法定な効果はほぼ同じになることが想定されるため、ガイドライン上は、以下「①日本語学校の学費に対する奨学金等」と表すこととする。（③は省略する。）
- 奨学金等貸与等の仕組みについては、労働基準法等に抵触しないよう、下記のとおり、留意点等を整理するとともに、「モデル契約書」を検討しておくことが望ましい。

#### （1）奨学金等の契約方式について

##### ①「日本語学校の学費に対する奨学金等」の場合

労働基準法第17条の前借金相殺の禁止等に抵触しないよう、労働契約と奨学金等貸与契約とを切り分け、奨学金等については「金銭消費貸借契約」を結ぶことが必要である。この場合、貸付の範囲（学費以外の生活費等を含むかどうかなど）とその金額、返済を免除する条件や、条件を満たさない場合の返済額や返済方法については、あらかじめ明文化しておかなければならない。また、一定の勤務を条件として返済を免除する「免除特約付き」でなければならないわけではないが、返済方法等については、（2）以下のルールに則り、合理的なものとして定められておく必要がある。

##### ②「介護福祉士養成施設の学費に対する奨学金」の場合

介護福祉士修学資金貸付制度を活用する場合は、免除特約付き金銭消費貸借契約であり、「要綱」に則った取扱いが必要。

#### （2）奨学金の返済方法（勤務開始後の場合）

##### i) 免除特約付きの場合、返済を免除する在職期間

##### ① 日本語学校の学費に対する奨学金等

- ・ 行政、民間企業等の留学費用・研修費用等や公的な修学資金貸付制度（介護福祉士修学資金等貸付制度を含む。）に関する返済免除となる在職期間は「5年間」とされる事例が多い。

##### ② 介護福祉士修学資金貸付制度

- ・ 5年間（要綱上に規定有）

## ii) 免除特約を満たさない場合等における返済方法・返済期間について

### ① 日本語学校の学費に対する奨学金等の場合

#### ア) 免除特約付きの場合

労働基準法第 14 条及び第 16 条を踏まえると、例えば、在職期間に応じて、i) 資格取得前に退職、ii) 資格取得後 3 年未満で退職、iii) 資格取得後 3 年以上 5 年未満で退職などの段階に応じて返還額を減額するとともに、合理的な返済方法（分割での返済を認める）と返済期間（複数年にわたって返済可能とする。）に関する約定を定めておくことが必要である。

#### イ) 免除特約付きでない場合

労働基準法第 14 条及び第 16 条を踏まえつつ、合理的な返済方法（分割での返済を認める）と返済期間（複数年にわたって返済可能とする。何年が適当かについては貸付金額との関係で検討していくことが必要）に関する約定を定めておく必要がある。

#### ・ 契約期間等（労働基準法第 14 条）

労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、三年（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、五年）を超える期間について締結してはならない。

→有期労働契約期間の上限は原則 3 年と定められているため、それ以上の労働期間を定めることは原則禁止。一方、労働契約とは別の形で、「入社後（留学後）○年間勤務した場合は、貸与した金銭の返済を免除する」とする免除特約付きの金銭消費貸借契約を結ぶケースも多くみられ、この場合、返済免除期間は 5 年間に一般的。しかし、「返還免除条件」を充たさずに介護施設等をやめる場合に、残った奨学金の返還を一度に求めるような場合には、事実上の反則金・違約金的性格があると判断され、労働基準法 16 条違反を問われたケースも存在。

### ② 介護福祉士修学資金貸付制度の場合

- ・ 勤務開始後、2 年を超えずに退職した場合には、返還額は満額のまま据え置き（全額返済）。2 年を超えた場合には段階的に免除。（月数計算）

◆返還金額について（大阪府社会福祉協議会「修学生のしおり」より）

① 返還となる金額は、貸付契約時に交わした借用証書（様式第 5 号）に記載された貸付金額です。休学等のため貸付金額を変更した場合は、修学資金貸付額・貸付条件変更申請書（様式第 1-2）の金額となります。

② ただし、貸付を受けた期間（2 年未満の場合は 2 年とする）以上返還免除対象業務に従事していた場合は、修学資金の返還を一部免除します。

（一部免除額の計算方法）

$$\frac{\text{業務従事期間（ヶ月）}}{\text{貸付期間（ヶ月）}} \times \frac{2}{5} \times \text{貸付金額（円）} = \text{貸付免除額（円）}$$

※1 年未満は切り捨て



【免除額の例】

(1) 貸付額が 160 万円、貸付を受けた期間が 24 ヶ月であり、36 ヶ月間従事した場合。

$$\frac{36 \text{ ヶ月}}{24 \text{ ヶ月}} \times \frac{2}{5} \times 160 \text{ 万円} = 96 \text{ 万円}$$

⇒ 96 万円が返還免除となり、返還金額は 64 万円となります。

(2) 貸付額が 80 万円、貸付を受けた期間が 12 ヶ月であり、20 ヶ月間業務に従事した場合。

⇒ 業務従事期間が「2 年以上」の条件を満たしていないため、一部免除の対象とはなりません。全額返済を求めます。

(3) ②の介護福祉士修学資金貸付制度を受けられない場合の取扱い

介護施設等が、介護留学生を受け入れる際に、あらかじめ、介護福祉士修学資金貸付制度を受ける前提で留学してきた場合に、国や府、府社会福祉協議会の予算の状況など当該留学生の責めによらない理由により、結果として、修学資金貸付制度を受けられない場合が生じることも、今後は想定されうる。

介護施設等はあらかじめ、留学生に対する説明内容にも十分留意し、大阪府、府社会福祉協議会等とも連携の上、次年度予算の見込み、当該年度の執行状況等について可能な範囲で情報収集に努めていくほか、貸付を受けられなかったとしても、介護福祉士養成施設への進学を妨げたり、帰国させることのないよう配慮していくことが求められる。

(4) 在学期間中に留学生が帰国等した場合の返済方法

①日本語学校の学費に対する奨学金等の場合

介護施設等の責によらない理由により、在学期間中に帰国等を決めた場合、貸与した奨学金等の返済については、基本的には実際に「借り入れを受けた金額」について、借り入れを受けた留学生本人とその家族等の保証人とが、それぞれの責任を果たすことになる。

介護施設等は、あらかじめ、合理的な返済ルール等に関する契約を定めておくことが重要である。また、不測の事態等を未然に防止し、留学生の適応が進むよう、あらかじめ、十分配慮しておくことが望ましい。

②介護福祉士養成施設の学費に対する奨学金

要綱に従って、一義的には留学生本人が対応する。介護施設の施設長等が保証人となっている場合、留学生本人との間でトラブルが生じることのないよう、あらかじめ、十分意思疎通に努めておくことが望ましい。

#### (5) ほかの介護施設等で就労することとなった場合

介護施設等は、奨学金等を受給した留学生は、当該奨学金等を支給した（あるいは保証人となってくれた）介護施設等との間で、必ず労働契約を締結するものではないことを十分理解しておくとともに、ほかの介護施設等と労働契約を締結した場合の奨学金等の返済ルールについても上記（2）～（4）に準じて規定を設けておくこと。

### 6. 施設等におけるアルバイト就労の際のルール

- 日本語学校、介護福祉士養成施設に通学している間の介護施設等における就労ルール等については、労働関係法令等のみならず、入管法との関係で、留意すべき事項が多い。

#### (1) 労働関係法令等の遵守

- 受入れ介護施設等は、アルバイトを行う留学生に対して適用される、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、厚生労働省「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」等の労働関係法令等を、当然に遵守しなければならない。

#### (2) 入管法関係法令等の遵守

- 介護留学生がアルバイトを行うに当たっては、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があるほか、原則週 28 時間規制（長期休暇期間中を除く。）を遵守することが必要（入管法 24 条 4-I）
- アルバイトを行う介護施設等でも週 28 時間規制を遵守させなければならない（入管法 73 条の 2①：不法就労助長罪。長期休暇期間中を除く）。
- 旅券等（旅券、在留カード、上陸許可書等）については、留学生本人の自己責任で保管すべきものであり、本来、入管法により常時携帯することが義務づけられている。このため、仮に留学生から保管して欲しい旨の要望があったとしても、介護施設の施設長等や他人が保管してはならない。〔関係法令等〕法務省指針第 2-3-(2)-⑨、第 2-3-(3)-⑦、指針第四-二-6

#### ◆週 28 時間規制の根拠

- ・活動の範囲（入管法第 19 条）

第 19 条 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行ってはならない。

- 一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時的報酬その他の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受ける活動

2 法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。

・資格外活動の許可（出入国管理及び難民認定法施行規則第19条5号）

法第19条第2項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 1週について28時間以内（留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（（略）留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

◆違反した場合の罰則等

・退去強制（入管法第24条4-I）

次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

四 I 第19条第1項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つていると明らかに認められる者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）

・雇用者に対する罰則（入管法第73条の2I①）

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

1. 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

### (3) 守ることが望ましい労働関係ルール

#### ① 賃金水準（アルバイト期間中）

- ・ 研修技能実習制度、EPAによる受け入れの枠組みにおいては、日本人の労働市場への悪影響を防ぐため、「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等又はそれ以上の額の報酬を受けることを内容とする労働契約が締結する」ことを義務付けられている。一方、留学生は、就労を目的として在留が認められている存在ではないが、安価な労働力の確保策等という批判等を招かないためにも、日本人の無資格者と同等報酬を確保することが望ましい。

#### ② 夜勤等の取扱い

- ・ 留学生として、日本語能力の向上や、介護福祉士資格取得に向けた学業に支障が出ないようにするため、長期休暇期間中等を除き、夜勤等の取扱いについては控えるなど、あらかじめルールを設けておくことが望ましい。

#### (4) 最低人員配置基準との関係性について

- ・ EPAによる介護福祉士候補者や、研修技能実習制度の場合、一定の研修を経た後、受入れ介護施設等での就労開始から6ヶ月が経過するまでの間などは、職員の基本の配置基準（例：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員：利用者＝1：3の基準、夜勤の基本の配置基準）の算定対象に入れることができないこととされている。
- ・ その一方、在留資格「介護」を目指す外国人留学生が、介護施設等においてアルバイトを行う場合、①「日本語学校に入学したばかり」の段階や、②「介護福祉士養成施設に入学したばかり」の段階などの場合において、いつから配置基準に算定できるかについては特段定められていない。
- ・ しかし、介護施設等におけるサービスの質や利用者の安心・安全、留学生の権利等を考えた場合、EPAによる介護福祉士候補者や研修技能実習制度の運用を参考として、「日本語学校に留学した者」については、就労開始日から6ヶ月間は人員配置基準には含めない運用とすることが望ましいと考えられる。また、研修技能実習生等はその間に介護導入研修を受けていることを踏まえれば、研修等を行っていくことが望ましい。
- ・ 「介護福祉士養成施設に入学した者」については、入学の時点でN2相当以上の日本語能力を有していることが前提となっていると考えれば、当初から人員配置基準に含めて運用するという対応も考えられる。

(参考1) 経済連携協定（EPA）による介護福祉士の候補者の受入れの場合

- ・ フィリピンやインドネシアから来た介護福祉士の候補者は、  
①訪日後の研修を経て受入れ介護施設等での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者又は②日本語能力試験N2以上を保有している候補者について、職員の基本の配置基準（例：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員：利用者＝1：3の基準、夜勤の基本の配置基準）の算定対象に加えることができることとされている。

(参考2) 技能実習制度による受入れの場合

- ・ 入国時「N4」程度が要件であり、訪日後の2ヵ月間の研修（320時間。うち240時間以上は日本語科目（N3取得者の場合は80時間以上）、介護導入講習42時間以上）を済ませた後、働き始めてから6ヶ月が経過した技能実習生は職員の基本の配置基準の算定対象に加えることができることとされる見込み。

## 7. その他、守るべき生活上のルール

### (1) 日常生活の支援

- ・ 受入れ介護施設等は、留学生が健康で快適な日常生活を送れるようにするため、快適な住宅環境の確保、食生活、生活様式、医療等について適切な助言、指導その他の援助を行うことが望ましい。  
当該留学生に支払う賃金から、宿舍費、光熱費を控除する場合には、あらかじめ労使の「書面による協定」が必要。またその場合であっても、控除する額は実費を超えてはならない。（労働基準法第24条）

・賃金支払いの 5 原則（労働基準法第 24 条）

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでも支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。（賃金は①通貨で、②直接労働者に、③その全額を支払わなくてはならない。賃金は④毎月 1 回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければならない。労働者が負担することが事理明白なもので、労使の自主的な書面協定による場合には、賃金からの控除も認められる。）

(2) カウンセリング、相談支援体制の整備

- ・ 受入れ介護施設等は、留学生が、同僚と職場内外でコミュニケーションを図れるよう配慮するとともに、生活の悩みや苦情について相談しやすいよう、担当者を配置するなどの対応を検討すること。
- ・ また、国が 2018 年度予算で設置を検討している「相談窓口」など公の相談窓口等について情報収集し、適切な紹介に努めること。

(3) 宗教上、文化、慣習上の配慮

**8. 受入れスキームについての法的整理**

(1) 介護施設等がコンソーシアムを組んで、留学生を受け入れる場合

- ・ 職業安定法に基づく届出や許可等を得ていない場合、もっぱら、「業」として調整を行っているとは判断されないよう、留意すべき事項を整理しておくことが必要である。あくまで当該介護施設等が直接選考を行い、雇入れを行っていることが前提となることに留意する必要がある。

**【職業安定法との関係性】**

〈労働者の募集に関するルール〉

- ・ 特定の「機関」を設立し、募集事業を行う場合には無料であっても届出が必要（職業安定法第 36 条）。また有料であつせんを行う場合は許可が必要（同法第 30 条）

〈労働者供給に関するルール〉

- ・ 労働者供給事業は職安法によって原則として禁止（同法第 44 条）。

・ 有料職業紹介事業の許可（職業安定法第 30 条）

有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

・ 委託募集（同法第 36 条）

労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- ・労働者供給事業の禁止（同法第44条）  
何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

## （2）派遣会社が受入れをあっせんする場合

- ・ 派遣会社の手数料は、実際に雇入れを行う介護施設等から徴収することが原則であり、留学生本人から徴収することはあってはならない。
- ・ 一方、労働関係法令等上、日本語学校、介護福祉士養成施設による「入校のあっせん等に係る手数料」の徴収についての定めは存在しないが、一連の受入れスキームの性格に照らし、留学生本人の負担にならないよう、運用していくことが望ましい。一方で、職業安定法上の問題はクリアされたとしても、現地あっせん業者等が不当なローン等を前提に送り出しを行うような事例については、入管関係法令に抵触するおそれが高いことにも十分留意すること。

## （3）その他留意事項

- ・ 奨学金等を貸与し、介護福祉士養成施設に通い、資格を取得した後、当該介護施設等で勤務してもらうことは、あくまで本人の自発的な意思に基づくものであり、一般に、介護福祉士養成施設に通うこと等は業務性を有していない。しかしながら、仮に、資格を取って働くことを前提に入国時点などに一体としての労働契約が結ばれているとの実態判断がなされる場合には、介護福祉士養成施設に通い、資格を取らせる行為そのものが業務性を有していると判断されるおそれがある。3. 5. で言及したとおり、労働契約と奨学金等貸与契約とは明確に切り分け、奨学金はあくまで継続就労のインセンティブとして捉えていく必要がある。仮に、業務命令によって介護福祉士養成施設に通わせていたと判断される場合には、免除特約の要件を満たす以前に介護施設等での勤務を辞めた場合などであっても、奨学金等返済の必要性そのものをめぐって争いが生じる可能性があることに留意すること。

## 9. 施設等における介護福祉士としての就労の際のルール

### (1) 介護ビザの取得について

- ・ 在留資格「介護」の活動内容は、「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」とされている。具体的には、要介護者につき、食事、入浴、排せつなどの身体的介護を含め、介護全般に従事する活動や、要介護者やその者を介護する者に対する指導を行う活動を行うことができることとされている。
- ・ すなわち、介護福祉士養成施設を卒業し、「介護福祉士」の資格を取得した者が、日本の介護施設等と雇用契約を結んだ上で、入国管理局へ「在留資格変更許可申請」を提出し、介護ビザを取得する必要があるものであること。

### (2) 日本人同等報酬

- ・ 在留資格「介護」で働く外国人には、日本人が従事する場合における報酬額と同等額以上の報酬を受けることが義務付けられている。
- ・ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活動	基準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

### (3) 介護施設等を退職する場合の取扱い



## 大阪府介護留学生受入適正化推進協議会（仮称）の設立について

- 関係団体等が一体となって、適正な外国人の受入れ方策等を遵守するとともに、必要なセミナー等を実施するための協議会として、「大阪府介護留学生受入適正化推進協議会（仮称）」の設置を検討する。

### 1. 協議会のミッション

- (1) 府内の介護施設等に対する関係法令についての周知や、連絡・連携体制の強化
  - ガイドラインの周知や、関連するウェブサイトの構築
  - 入管局や労働局による関係法令等についての研修等の実施
- (2) 情報発信機能
  - 対外的（対 送り出し国等）に、健全な受入れ態勢を整えていく旨の意向表明と、イメージアップ、人材確保
  - 国の相談支援制度の紹介など

### 2. 協議会の構成（案）

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（老人施設部会、経営者部会）  
公益社団法人大阪介護老人保健施設協会  
大阪認知症高齢者グループホーム協議会  
大阪府  
公益社団法人大阪介護福祉士養成施設協会  
日本語学校  
など